

次の業務について、提案競技に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和4年4月1日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

令和4年度静岡県立工科短期大学校障害者再就職支援事業公募型訓練業務委託（静岡キャンパス）

(2) 業務内容

身体、精神または知的障害のある者を対象とした公共職業訓練

整理番号	訓練科名	内容
1-1	ビジネスパソコン科1（デュアル）	企業に就職するために必要なビジネスマナーや即戦力に必要な知識・技能を習得し、さらに職場実習を通じて職場での適応力と実践力を養う訓練 （4か月×1コース）
1-2	ビジネスパソコン科2（デュアル）	企業に就職するために必要なビジネスマナーや即戦力に必要な知識・技能を習得し、さらに職場実習を通じて職場での適応力と実践力を養う訓練 （4か月×1コース）

2 訓練実施期間等

整理番号	実施地域	訓練期間	定員	科数
1-1	清水・静岡・焼津・島田・榛原	令和4年7月下旬から 令和4年12月9日まで のうち4か月	最大 10人	1 コース
1-2	ハローワーク管内	令和4年11月中旬から 令和5年3月10日まで のうち4か月	最大 15人	1 コース

3 参加資格

次の(1)から(8)全てを満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 営業に関し、法令上必要とされる許可、認可等を受けていること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが成されている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが成されている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して入札参加停止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 静岡県内に訓練実施事業所となる本社、営業所等を有していること。
- (7) 最近1か年において、都道府県税（法人事業者は法人事業税及び法人都道府県民税、個人事業者は個人事業税）並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) その他訓練ごとに定める仕様書の要件に適合した者であること。

4 手続等

(1) 担当部署

〒424-0881 静岡県静岡市清水区楠160
静岡県立工科短期大学校 教務課 社会人教育班
電話番号：054-345-3098 FAX番号：054-345-2921

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和4年4月1日（金）から令和4年4月22日（金）まで

イ 配布場所

静岡県立工科短期大学校ホームページ (<https://scot.ac.jp>)

(3) 提出書類

ア 提出書類 企画提案競技参加申請書、企画提案書、その他関係書類

イ 提出期限 令和4年4月22日（金）午後4時必着

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

5 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 詳細は静岡県立工科短期大学校障害者再就職支援事業企画提案競技（静岡キャンパス）募集要項（デュアル）による。
- (3) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。
- (4) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。